

平成 31 年 3 月 22 日

消費者庁消費者制度課 公益通報者保護制度 意見募集担当 御中

一般社団法人全国銀行協会

「公益通報者保護専門調査会報告書」に対する意見について

今般、「公益通報者保護専門調査会報告書」（平成 30 年 12 月）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「公益通報者保護専門調査会報告書」に対する意見

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	1 不利益取扱いから保護する通報者の範囲 (1)退職者	退職者を不利益取扱いから保護する通報者の範囲に含めるべきではない。仮に含めるとしても、退職後一定期間内に限定すべきである。	在職者が通報を理由に解雇、降格等の不利益を被ることは、雇用の安全を脅かすものであり、労働者保護が図られるべきものであるが、退職者については、事業者との雇用関係がなくなっていることから、不利益を被る場面はほぼないか、特別な取扱いをしている一部の事業者との間に限られると考えられることから、法による一般的な規制を図るより、夫々の事業者の自主性に委ねるべき。 退職者を保護する通報者の範囲に含める旨法定された場合、法の定めに従い、事業者は一定の制約を受けることになるが、それに伴う態勢整備が必要となり、また、実際に過去の不正行為について通報があっても、退職者の確認や、調査、事実認定が困難な場合も想定され、事業者に無用な負担を課すことになりかねない。 他方、退職者は事業者との間での法令および就業規則上の制約を受けない状態となることから、退職者の保護を図ることで片務的に事業者に制約を課すことは、法的公平性を逸すると思われる。 仮に退職者を保護する通報者の範囲に含める場合であっても、通報による違反、不正行為を早期発見、是正することで事業者のコンプライアンス推進、ひいては国民の安全、利益に資するという法の趣旨に鑑みれば、期間を制限しないより寧ろ、退職後一定期間内、それも短期間に限定する方が、却って通報の促進、早期是正に資すると思われる。
2	1 不利益取扱いから保護する通報者の範囲 (3)取引先等事業者	取引先等事業者を不利益取扱いから保護する通報者の範囲に含めるべきではない。	取引先等事業者の定義が不明確である上、相手方事業者の業態、規模によって、不利益取扱いを受けうる関係にあるかどうかも個別事情に依ることになる。例えば、電力会社や金融機関等については、取引先となる事業者は圧倒的多数となり、法によって一律に規制することが困難と考えられる。そもそも労働契約によって安全配慮義務を負う事業者と従業員のような関係であれば各別、事業者同士の間で不利益取扱いからの保護を規定することは契約自由の原則に馴染まないと考えられる。
3	3 外部通報の保護要件 (1)2号通報の保護要件 ア 要件を緩和することの是非	2号通報の真実相当性の要件を緩和する場合は、同時に濫用的な通報を省く方法も検討されるべきである。	真実相当性の要件を緩和した場合、安易に外部通報が行われ、その中に濫用的な通報が含まれる可能性が否定できない。それによる企業価値毀損のリスクが懸念される。したがって、要件を緩和する場合には、同時に濫用的な通報を省く方法も検討されるべきである。
4	6 通報体制の整備 (1)内部通報体制 ア 内部通報体制の整備義務を課すことの是非	内部通報制度の整備義務を課すとしても具体的な制度設計や運用方法は各事業者に委ねるべきであり、消費者庁ガイドラインや認証制度が要求する基準とは切り離して考えるべきである(履行すべき義務の内容としては、窓口の設置、周知など、最低限の整備状況を求めるべきである)。	内部通報制度の在り方は事業者の業種、規模、組織などに依り様々想定されるところ、制度の具体的な内容や運用は事業者の裁量に委ねるのが合理的である。消費者庁ガイドラインにおいても各事業者の実情に応じた適切な取組を妨げるものではない旨、明記されている。
5	10 不利益取扱いをした事業者に対する行政措置、刑事罰 (1)行政措置	不利益取扱いに対する行政措置の導入の是非や導入の時期は慎重に検討すべきである。	通報を契機とした不利益取扱いか通常の人事措置かの判断は難しく、その調査や事実認定等を適切に行える体制が整備されるまでは、行政措置を導入すべきではない。